

○習志野市教育文化振興基金条例施行規則

平成4年3月31日

規則第14号

(目的)

第1条 習志野市教育文化振興基金条例(平成4年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(事務の委任)

第2条 市長は、地方自治法第180条の2に基づき、条例第4条に規定する事務の執行を教育委員会に委任する。

(運用益金の使途)

第3条 条例第4条第1項第1号は、個人及び団体が主催する文化事業で、次に定めるものとする。

- (1) 自己の啓発と地域の活性化を図る文化・スポーツ活動及びボランティア活動
- (2) 活動を通じて行う展覧会、音楽会、スポーツ大会及び研究発表会
- (3) 前2号以外の活動で、生涯学習の推進に寄与するもの

2 条例第4条第1項第2号は、教育行政に係る事業で、次に定めるものとする。

- (1) 学術の研究、文化の振興に功績のあつた者及び善行者の褒賞
- (2) 学校教育充実のための研究で特に奨励するもの
- (3) 児童生徒が行うクラブ活動で特に援助が必要と認めるもの
- (4) 全国大会及び県大会が本市で開催されるもので特に援助を必要と認めるもの

(審査会)

第4条 条例第4条に定める事業(以下「事業」という。)の適正を図るため、習志野市教育文化振興基金事業審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、事業について審査会で協議し、援助等に係わる事業及び額を決定するものとする。
- 3 審査会は、教育長、副教育長、教育総務部長、学校教育部長、生涯学習部長、社会教育課長、企画管理課長及び財政課長をもって組織する。
- 4 前3項に規定するもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平4規則27・平10規則29・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成4年3月31日から施行する。

附 則(平成4年9月24日規則第27号)

この規則は、平成4年10月15日から施行する。

附 則(平成10年6月25日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。